



# 大津市公報

平成 28 年 9 月 1 日  
号外 (第 59 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 87 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 88 大津市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1

### 消 防 局 訓 令

- 4 大津市火災調査規程の一部改正..... 2

### 教 育 委 員 会 規 則

- 25 大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則..... 3

## 規 則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成28年 9 月 1 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第87号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成21年規則第91号）の一部を次のように改正する。

第32条中第54号を第63号とし、第41号から第53号までを9号ずつ繰り下げ、第40号を第47号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (48) 法第44条の7第1項の規定による検体の提出又は採取の勧告に関すること。
- (49) 法第44条の7第3項の規定による検体の採取に関すること。

第32条第39号中「第36条第3項」を「第36条第4項」に、「第50条第4項」を「第50条第6項」に改め、同号を同条第46号とし、同条第38号中「第50条第3項」を「第50条第5項」に改め、同号を同条第45号とし、同条第37号中「第50条第3項」を「第50条第5項」に改め、同号を同条第44号とし、同条中第28号から第36号までを7号ずつ繰り下げ、第27号を第30号とし、同号の次に次の4号を加える。

- (31) 法第26条の3第1項の規定による検体又は感染症の病原体の提出の命令に関すること。
- (32) 法第26条の3第3項の規定による検体又は感染症の病原体の収去に関すること。
- (33) 法第26条の4第1項の規定による検体の提出又は採取の命令に関すること。
- (34) 法第26条の4第3項の規定による検体の採取に関すること。

第32条中第26号を第29号とし、第8号から第25号までを3号ずつ繰り下げ、第7号を削り、第6号を第10号とし、第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

法第16条の3第1項の規定による検体の提出又は採取の勧告に関すること。  
法第16条の3第3項の規定による検体の採取に関すること。

法第16条の3第5項又は第6項（法第23条、第44条の7第9項、第45条第3項及び第49条において準用する場合を含む。）の規定による通知又は書面の交付に関すること。

第32条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

法第15条第3項の規定による検体若しくは感染症の病原体の提出又は検体の採取の求めに関すること。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成28年 9 月 1 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第88号

大津市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市空家等の適正管理に関する条例施行規則（平成28年規則第67号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(公印)

**第 6 条** 審議会の会長の公印は次のとおりとし、都市計画部建築指導課空家対策推進室長がこれを保管する。

大津市特定  
空家等及び  
特定法定外  
空家等対策  
審議会長之印

書体 てん書  
方 24 ミリメートル

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**消 防 局 訓 令**

**大津市消防局訓令第 4 号**

大津市火災調査規程（平成 7 年消防本部訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 9 月 1 日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

第 9 条第 2 項中「発火点」を「出火点」に改める。

第 14 条第 8 号中「及び発火点」を削り、同条第 9 号中「、着火源」を「及び着火物」に改める。

第 20 条の見出しを「（資料の提出命令等）」に改め、同条第 2 項中「前項の規定により」を「関係者等から」、  
「関係者」を「当該関係者等」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「に規定する資料の提出又は  
報告を命ずるとき」を「の規定による命令又は報告の徴収」に、「報告書提出命令による」を「報告徴収書を交  
付して行く」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

関係者又は火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造し、若しくは輸入した者（以下「関係者  
等」という。）から必要な資料について任意の提出を受ける場合には、所定の様式による調査資料提出承諾書  
の提出を求めるものとする。

第 25 条中「出火建物避難状況等調書」を「避難状況等調書」に改める。

第 26 条の見出しを「（損害調査の対象）」に改める。

第 28 条中「並びに損害保険率算定会が定める木造建物評価基準表及び耐火造建物評価基準表」を「及び火災報  
告取扱要領（平成 6 年消防第 100 号消防庁長官通知）」に改める。

第 31 条第 1 項中「60 日以内」を「別に定める区分に応じた期日までに」に改め、ただし書を削り、同条第 2 項  
中「の各号」を削り、同項第 6 号中「出火建物避難状況等調書」を「避難状況等調書」に改め、同項第 11 号を次  
のように改める。

火災関係事項回答書

第 31 条に次の 1 項を加える。

3 署長は、第 1 項の火災調査書に記載した事項を変更する必要があるときは、直ちに所定の様式による火災  
調査変更報告書により消防局長に報告しなければならない。ただし、軽微な変更については口頭で報告するこ  
とができる。

第 32 条を次のように改める。

(消防庁への報告)

**第 32 条** 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定による消防統計及び消防情報の報告は、同条の消防  
庁長官の定める形式及び方法により行わなければならない。

第 40 条を次のように改める。

(大規模災害に伴い発生した火災についての調査)

**第 40 条** 消防局長は、地震その他大規模災害に伴い火災が発生したときは、その火災状況を踏まえて期間及び地  
域を限定した上で、当該火災を震災に伴う火災として指定するものとする。

2 震災に伴う火災についての調査は、この訓令の規定にかかわらず、別に定めるところにより行うものとする。  
本則に次の 1 条を加える。

(その他)

**第 41 条** この訓令に定めるもののほか、調査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この訓令は、平成28年9月1日から施行する。

## 教 育 委 員 会 規 則

大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年9月1日

大津市教育委員会  
教育長 桶 谷 守

### 大津市教育委員会規則第25号

大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則

大津市奨学資金給与条例施行規則（昭和40年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（奨学生の選考）

**第4条** 条例第9条第1項の規定による奨学生の内定は、第7条に規定する大津市奨学生選考委員会の選考を経て行うものとする。

第7条中「この規則の」を「条例の」に改め、同条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

（大津市奨学生選考委員会）

**第7条** 奨学生の候補となる者の選考を公正に行うため、大津市奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員6人をもって組織する。

3 委員は、教育次長、教育委員会事務局政策監及び教育監の職にある者をもって充て、並びに教育委員会が大津市立中学校長の職にある者のうちから任命し、並びに総務部長及び福祉子ども部長の職にある者に対し委嘱する。

4 委員会に委員長を置き、教育次長の職にある委員をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

**第8条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

**第9条** 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

様式第1号中「大津市教育委員会教育長 様」を「（宛先）  
大津市教育委員会教育長」に改める。

様式第3号中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、「この度」を削り、「奨学生として採用されましたに  
ついては」を「奨学資金の給与を受けるに当たっては」に、「大津市教育委員会教育長 様」を「（宛先）  
大津市教

育委員会教育長」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。